

新規就農者育成総合対策事業 (経営開始資金)

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**認定新規就農者が経営開始する時の資金を支援**します。

区分	内容
申請者	49歳以下で農業経営を開始する認定新規就農者 ※対象者となるためには条件があります。
補助率	国10/10
支援額	12.5万円/月 (150万円/年) 最長3年間
募集期間	下記までお問い合わせください。
お申込先	市町の農業関係部署
その他	前年の世帯 (親子及び配偶者の範囲) 所得が原則600万円未満の者、などの条件があります。
お問い合わせ先	お近くの市町の農業関係部署 又はお近くの農林事務所

お問い合わせ先

◇最寄りの市町の農業関係部署

お手数ですがHP等にて御確認をお願いします。

◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL 055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL 054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL 054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL 0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL 053-458-7212

◇県庁窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2712
E-mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp